

老発0929第4号
令和4年9月29日

都道府県
各 介護保険主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの 運用開始に伴う対応等について

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の中間取りまとめ（令和元年12月）及び規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システムの整備に取り組むこととされていることを踏まえ、厚生労働省は、令和3年度に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築しました。

このシステムは、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）第6条の電子情報処理組織による申請等に関する規定を踏まえて整備したものであり、システムの活用により、同法で明確化された「デジタル三原則」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）で示されている行政手続のオンライン化の推進、ワンストップサービス等の推進が期待できるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた対面を伴わない行政手続の実現が期待できます。

また、令和4年度には、当該システムの対象を介護予防・日常生活支援総合事業にも拡大するための改修を行うこととしています。

当該システムは、これまで当省が事務連絡でお示ししてきた、指定居宅サービス事業所等の指定に関する様式例に沿ってシステム化しています。

つきましては、介護現場の文書負担軽減に向けて、介護サービス事業所の指定事務において、当省が作成した様式例及び当該システムの使用を推奨いたしますので、下記を踏まえ、積極的な使用をお願いいたします。

また、5 その他（2）に記載のとおり、介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置しましたので、管内の介護事業所への周知をお願いいたします。

併せて、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめ及び「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応」（令和2年3月6日老発0306第8号）、「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応（その2）」（令和3年3月30日老

発 0330 第 1 号) について、再度内容をご確認いただき、介護事業所の負担軽減に向けた取組を徹底いただくよう、お願いいたします。なお、別添の 2、3 には、これまでの介護分野の文書に係る主な負担軽減策に関する取組をまとめておりますので、ご参考にしていただきますよう、お願いいたします。

記

1 システム整備の背景

令和元年に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は支援等に努めることとされており、また、デジタルファースト原則などデジタル3原則のもと、地方公共団体の行政手続についてもオンライン化が努力義務とされている。

さらに、デジタル手続法第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画として、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が策定されており、当該重点計画の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が示されている。

また、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行うことを可能とする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」と定めており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。

2 運用開始日

準備が整った指定権者について、令和4年10月1日以降、順次運用を開始する。具体的な利用手続き等は別途お示しするので、利用開始に向けた調整をお願いする。運用開始までの間は、事業所からの希望があった場合は電子メールでの申請・届出を可能にし、事業所からの負担軽減に向けた対応を進めるようお願いする。

3 運用開始に伴う提出方法の見直し

これまで専門委員会の間取りまとめを踏まえた対応方針において、従前は更新申請・変更届については、「原則、郵送・電子メール等による提出とする」としてきたところであるが、今般、本システムの運用開始に伴い、新規申請を含め、以下のように変更する。(別添1参照)

- (1) 新規指定申請については、事前説明や面談の機会などを含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、既に複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必要としない等、場合分けを行った上で対応する。
- (2) 提出は、原則として厚生労働省が構築した電子申請・届出システムを使用し、行うこととする。
- (3) 各指定権者が同システムの利用の準備をしている間は、事業所の希望により、電子メールその他対面が不要となり文書負担軽減に資する方法により提出することとする。
- (4) ただし、希望する事業者については、持参・郵送で行うことを可能とする。
- (5) 申請・届出等に当たり、(2) 又は(3) において電子ファイルによる提出を行う場合、様式として編集可能な電子ファイルを提供する等、事業所の負担軽減に配慮することとする。

4 機能概要

(1) 事業所からの申請・添付ファイルの提出

介護サービス事業所が、オンラインにより、新規指定申請、変更届出、更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またはファイルをアップロードし、提出を行う。提出した申請等を指定権者がダウンロードする機能、前回の申請等の情報をプリセット表示する機能等により、事業所・指定権者双方にとって利便性の高いシステムとする。

事業所のシステムへのログインは、「法人・個人事業主向け共通認証システム」による「G ビズ ID」を使用する。

(2) 提出通知

事業所から申請等があった場合に指定権者に通知する。

(3) 受付完了・差し戻し通知

事業所が随時、申請・届出の状況を確認する機能があり、事業所から提出された申請等について指定権者の処理状況等を確認することができる。ま

た、不備がある場合に指定権者によるコメントの記入やファイルを添付して差し戻す機能があり、差し戻した場合に申請を行った事業所に通知する。

(4) 事業所台帳管理システムとの連携

指定申請等については、本システムのみでの使用で完結するが、指定権者のさらなる事務負担軽減が期待できるよう、本システムと事業所台帳管理システムをデータ連携させるデータ連携機能を提供する。データ連携に必要なデータ標準インターフェイス仕様等は、システム運用開始までに別途通知する。

なお、事業所台帳管理システムとの連携を行わない場合であっても、事業所の文書負担軽減、指定権者の事務負担軽減に一定の有効性が期待できることに留意されたい。

5 その他

(1) 押印の見直しによる簡素化

事業所の負担軽減の観点から、従前より指定申請書類等における押印欄の廃止を求めてきたところであり、保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金において、指定申請書類への押印を不要とする取組を評価しているところである。一方、実際の取組の詳細を確認したところ、押印を不要とした書類が一部のみである事例が散見されているため、全ての指定申請書類等について押印又は署名を求めることがないよう、様式の再確認をお願いする。

(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる窓口の設置

「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。」と定めており、令和4年度中に対応することとしている。

また、第10回及び第11回の専門委員会においても「事業所が要望事項を提出できる窓口が必要ではないか」とのご意見があったところである。こうしたご意見も踏まえ、今般、介護事業者が要望を提出するための窓口とし

て「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」の設置を行った。

提出のあった事項について定期的に取りまとめた上で、必要に応じて各自治体に情報提供しつつ公開していく予定であるので、管内の介護事業所への周知をお願いします。

※介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム

URL:https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

(3) 運営指導（実地指導）の標準化・効率化について

更なる標準化・効率化の観点から、「介護保険施設等の指導監督について（通知）別添1 介護保険施設等指導指針」（老発 0331 第6号、厚生労働省老健局長通知）、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）」（老発 0331 第7号、厚生労働省老健局長通知）により、①標準的な確認すべき項目・文書による指導、②運営指導において準備する文書は前年度から直近の実績に係るものとし、事前又は当日の提出文書等は1部とすること、さらに、自治体が既に保有している文書の再提出を求めない、③電磁的記録により活用されている書類等のディスプレイ上での内容確認等について明記しているので、通知等に即した運営指導をお願いします。

6 参考資料

(1) 「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書の標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- 説明資料（PDF ファイル、動画）
- 本システムを活用した指定申請の業務フロー
- 本システムの画面イメージ（事業者側、指定権者側）
- 指定申請・加算に関する様式例

(2) 「(第10回) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26921.html

(3) 「(第11回) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27536.html

以上

社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（令和2年3月6日老発0306第8号厚生労働省老健局長通知）（抄）
 （下線部分は改正部分）

新	旧
<p>第一（略） 第二 中間取りまとめにおいて「令和元年度内目途の取組」とされた項目 （各指定権者における具体的な対応については、別添2を併せて参照） 1（略） 2 提出方法の見直しによる簡素化 （略）</p> <p>（削る）（削る） （削る）（削る）</p> <p><u>（2）提出は、原則として厚生労働省が構築した電子申請・届出システムを使用し行うこととする。</u> <u>（3）各指定権者が同システムの利用の準備をしている間は、事業所の希望により、電子メールその他対面が不要となり文書負担軽減に資する方法により提出することとする。</u> （4）ただし、希望する事業者については、<u>持参・郵送</u>で行うことを可能とする。 （5）申請・届出等にあたり、<u>（2）又は（3）において電子ファイルによる提出を行う場合、様式として編集可能な電子ファイルを提供する等、事業所の負担軽減に配慮することとする。</u></p> <p>3～11（略） 第三（略）</p>	<p>第一（略） 第二 中間取りまとめにおいて「令和元年度内目途の取組」とされた項目 （各指定権者における具体的な対応については、別添2を併せて参照） 1（略） 2 提出方法（<u>持参・郵送等</u>）の見直しによる簡素化 （1）新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 <u>（2）更新申請については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。</u> <u>（3）変更届については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。</u></p> <p>（4）ただし、<u>いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参できることとする。</u></p> <p>3～11（略） 第三（略）</p>

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

	指定申請	報酬請求	実地指導等	
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。) </p>	<p>● 提出時のルールによる手間の簡素化⑥⑨⑩ ・押印、原本証明、提出方法 (持参・郵送等)</p> <p>● 様式、添付書類そのものの簡素化①②③⑥⑦⑧⑪⑫ ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書</p> <p>・平面図、設備、備品等⑥</p> <p>● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化⑥</p> <p>● 変更届の頻度等の取扱い⑪</p> <p>● 更新申請時に求める文書の簡素化⑪</p> <p>● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化⑪ ・複数種類の文書作成 (例:介護サービスと予防サービス) ・複数窓口への申請 (例:介護サービスと総合事業) ・手続時期にずれがあることへの対応</p>	<p>・処遇改善加算/ 特定処遇改善加算⑤⑥</p>	<p>● 実地指導に際し提出する文書の簡素化④⑥⑮⑯ ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出</p> <p>● 実地指導等の時期の取扱い⑪⑮⑯</p>	<p>< 凡例 ></p> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">R元年度の取組</p> <p style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">1～2年以内の取組 (R2年～R3年度)</p> <p style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">3年以内の取組 (R4年度まで)</p> <p>◀ 取組を徹底するための方策 ▶</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各取組の周知徹底 (特に小規模事業者) ■ 国・都道府県から市区町村への支援 ■ 事業所におけるICT化の推進 ■ 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他 </div>
	<p>● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化⑥</p> <p>● 様式例の整備 (総合事業、加算の添付書類等) ⑬⑭</p> <p>● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 (R4 調査研究事業で最終版完成予定)</p>		<p>● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化④⑥⑮⑯</p>	
	<p>● 申請様式のHPにおけるダウンロード⑥</p> <p>● ウェブ入力・電子申請 (R4年度下半期から順次利用開始予定)</p> <p>● データの共有化・文書保管の電子化 (R4年度下半期から順次利用開始予定)</p>		<p>● 実地指導のペーパーレス化⑥⑮⑯ ・画面上での文書確認</p>	

※ ○の数字は、別添3に掲載されている、「介護保険最新情報」の中で、関連する「介護保険最新情報」の○数字を記載。

- ① 介護保険最新情報 Vol. 660 (平成 30 年 6 月 29 日)
「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公付等について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoudocuments/2018/0702095527614/ksvol660.pdf>
- ② 介護保険最新情報 Vol. 679 (平成 30 年 9 月 28 日)
「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布等について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoudocuments/2018/1001112136569/ksvol679.pdf>
- ③ 介護保険最新情報 Vol. 680 (平成 30 年 9 月 28 日)
指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoudocuments/2018/1001112413187/ksvol680.pdf>
- ④ 介護保険最新情報 Vol. 730 (令和元年 5 月 30 日)
介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoudocuments/2019/0531131609781/ksvol730.pdf>
- ⑤ 介護保険最新情報 Vol. 775 (令和 2 年 3 月 5 日)
「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の送付について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryodetail?gno=7026&ct=020060090>
- ⑥ 介護保険最新情報 Vol. 776 (令和 2 年 3 月 6 日)
「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について」の送付について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoudocuments/2020/0309184409330/ksvol776.pdf>
- ⑦ 介護保険最新情報 Vol. 805 (令和 2 年 3 月 31 日)
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryodetail?gno=7111&ct=020060090>
- ⑧ 介護保険最新情報 Vol. 876 (令和 2 年 9 月 30 日)
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryodetail?gno=7443&ct=020060090>

⑨ 介護保険最新情報 Vol. 900 (令和2年12月25日)

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/1228111223748/ksvol.900.pdf>

⑩ 介護保険最新情報 Vol. 901 (令和2年12月25日)

押印を求める手続の見直し等のための各種改正(指定申請書の様式の押印廃止)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/1228104950834/ksvol.901.pdf>

⑪ 介護保険最新情報 Vol. 955 (令和3年3月30日)

「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について(その2)」の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764686.pdf>

⑫ 介護保険最新情報 Vol. 956 (令和3年3月30日)

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について(その2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764682.pdf>

⑬ 介護保険最新情報 Vol. 1045 (令和4年3月17日)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914897.pdf>

(別紙1) (別紙1_別紙(様式)1-7) (別紙1_別紙(様式)8以降) (別紙2-5)

⑭ 介護保険最新情報 Vol. 1050 (令和4年3月25日)

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000918804.pdf>

⑮ 介護保険最新情報 Vol. 1061 (令和4年3月31日)

介護保険施設等の指導監督について(通知)の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000924179.pdf>

⑩ 介護保険最新情報 Vol. 1062 (令和4年3月31日)

介護保険施設等運営指導マニュアルについて (通知) の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000925370.pdf>